

# 特定健康診査等実施計画（第2期）

雪印メグミルク健康保険組合

平成25年4月

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を維持可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定健康指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

なを、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## 当健保組合の現状

当健康保険組合は、食品製造・販売を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。平成24年度の事業所数は25で、全国8都道府県に所在するが9事業所が東京、6事業所が北海道に所在している。（東京と北海道で64%）

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、関東圏と北海道に在勤している被保険者及び被扶養者は70%、それ以外の在勤者は30%程度である。

加入事業者は、300人以上の大企業は4社、被保険者20人未満の事業所は4社あり、1事業所当たりの平均被保険者数は325名である。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が42.71歳で、男性が全体の76.5%を占める。

健康診断については検診車の巡回及び委託機関で行っており、平成24年度の基本健診の実施人数は、巡回健診で4,249人、委託機関で509人である。（いずれも40歳以上・対象6,971人）

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1. 特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

任意継続被保険者の受診が減少しているため、強く受診促進を行う。

一般被保険者については、巡回健診を実施しない事業主に対して紙の受診結果の提出を促がし、受診率の増加を目指す。

### 3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主健診の約9割が四者契約を締結する巡回健診業者にて実施されているため、高い受診率を得ている。健診費用は事業主、40～74歳の検査項目データ化費用は健保組合の負担で特定健康診査実施分として国に報告している。

特定保健指導については、全額健保組合負担にて、事業主の協力を得て事業所内で実施している。

### 4. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## I 達成目標

### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

#### 目標実施率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者	88.3%	90.5%	93.5%	96.5%	100.0%	
被扶養者	22.7%	25.0%	30.0%	35.0%	67.3%	
被保険者+被扶養者	66.5%	69.2%	73.2%	77.3%	90.0%	90.0%

### 2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を60.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

#### 目標実施率

（被保険者+被扶養者）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
40歳以上対象者（人）	634人	677人	738人	802人	964人	
特定保健指導対象者数 （推計）	93人	135人	185人	241人	578人	
実施率（%）	14.6%	20.0%	25.0%	30.0%	60.0%	60.0%

### 3. 特定保健診査等の実施の成果に係る目標

平成30年度において、平成29年度実施分の国への実績報告ファイルと平成20年度実施分の国への報告ファイルとを比較し、両ファイルにおけるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合等を用いて10年間の減少率を算出し事業の効果分析とする。

（全国目標は、減少率25%となっている）

## Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

### 1. 対象者数

#### (1) 特定健康診査

被保険者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	8,265	8,356	8,448	8,541	8,635
40歳以上対象者	4,886	4,891	4,896	4,901	4,906
目標実施率(%)	88.3%	90.5%	93.5%	96.5%	100.0%
目標実施者数	4,314	4,426	4,578	4,729	4,906

被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	7,304	7,224	7,144	7,066	6,988
40歳以上対象者	2,427	2,359	2,293	2,229	2,166
目標実施率(%)	22.7%	25.0%	30.0%	35.0%	67.3%
目標実施者数	551	590	688	780	1,458

被保険者+被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	15,569	15,580	15,592	15,606	15,623
40歳以上対象者	7,313	7,250	7,189	7,129	7,072
目標実施率(%)	66.5%	69.2%	73.2%	77.3%	90.0%
目標実施者数	4,865	5,016	5,265	5,509	6,364

#### (2) 特定保健指導の対象者数

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	4,865	5,016	5,265	5,509	6,364
動機付け支援対象者	250	279	319	362	454
実施率(%)	14.8%	20.0%	25.0%	30.0%	60.0%
実施者数	37	56	80	109	272
積極的支援対象者	384	398	419	440	510
実施率(%)	14.6%	20.0%	25.0%	30.0%	60.0%
実施者数	56	80	105	132	306
保健指導対象者計	634	677	738	802	964
実施率(%)	14.6%	20.0%	25.0%	30.0%	60.0%
実施者数	93	135	185	241	578

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 実施場所

特定健診は、被保険者については、原則巡回検診により行う。被扶養者については、委託業者である(株)イーウェルの契約診療機関に委託する。

特定保健指導は、(株)メディヴァおよび健保連共同事業委託実施業者が行う。

#### (2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

#### (3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

#### (4) 委託の有無

##### ア 特定健診

被保険者については、巡回検診にて実施する。被扶養者に関しては、(株)イーウェルが契約している全国の健診機関にて行い、代行機関として(株)イーウェルを利用して決済をおこない全国での受診が可能となるよう措く。

##### イ 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。(株)メディヴァおよび健保連共同事業委託実施業者を指導実施機関とし、全国の事業所にて保健指導を行う。

また、プログラム外となるが、「メタボリックシンドローム支援該当のお知らせ」を健診結果とともに健診機関に発行させ、面談実施できない支援該当者に対する専門相談窓口をティーパック(株)に委託開設し、すべての支援該当者が平等に指導を受けられるよう配慮する。

#### (5) 受診方法

原則、任意継続被保険者および被扶養者は、受診する健診機関に申込み、(株)イーウェルへ受診券発行依頼をし、特定健診を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を含む健診コースを受診した場合、その内容に応じて受診者が自己負担額(1万円、または2万円)を窓口で支払う。

#### (6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関誌・ホームページ等に掲載するとともに、対象者個人への案内送付、未受診者への案内送付を行う。

#### (7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約医療機関から代行機関を通じ電子データを随時(又は月単位)受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導の外部委託先機関実施データは、(株)イーウェルの保管データに厚生

労働省への報告形式で組み込むものとする。なを、保管年数は巡回健診機関実施分も含め、5年とする。

#### (8) 特定保健指導対象者の選出の方法

投薬治療移行による支援対象外の増加を目的とせず、真に健康状態の改善による支援該当外の増加を目指すため、腹囲 90cm 未満、血圧 140/90mmHg 未満、空腹時血糖 126mg/dl 未満、中性脂肪 300 mg/dl 未満の者を優先して指導実施する。

### IV 個人情報保護

当健康保険組合は、雪印メグミルク健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合業務一課職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

### V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載する。

### VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

平成27年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

### VII その他

当健康保険組合に所属する職員については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。